



「支援費制度」17年4月改正について

拝啓 時下、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素より、格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

支援費制度は、平成17年4月も一部改正されます。内容を下記にお知らせいたします。

< 居宅生活支援費 主な改正内容 >

- (1) ホームヘルプサービス身体介護及び身体介護を伴う移動介護における1時間30分を超える利用の場合の加算単価の見直し
- (2) 知的障害者に対するホームヘルプサービスに長時間利用類型の新設
(現行の身体障害者における「日常生活援助」のようなサービスの追加が予想されます。)

なお、平成18年1月には、「障害者自立支援法」の施行に伴い大幅な運用見直しも予想されます。
今後の「障害者自立支援法」の施行に伴う制度見直しについては、17年度下期より、適時、案内を差し上げる予定としております。

< 各事業所様の対応 >

- (1) 支援費基準単価(請求用サービス)マスタ、及び、支援費決定用サービスマスタの更新が必要になります。
- (2) ホームヘルプサービスの知的障害者の新設サービス(長時間サービス)における支給決定の記載、契約書の記載が必要となります。

【注意】2005年4月以降の実績入力は、支援費基準単価マスタの更新後、実施して下さい。

< 弊社「支援費請求システムVer2.6」の対応 >

- (1) 支援費基準単価マスタ、決定用マスタ改訂版の作成、ご提供を行います。
- (2) サービスの新設に伴い、当該サービスの支給決定、契約更新、市町村への請求を新制度に対応できるように致します。
今回も新制度の正式通知(公開)の遅れが予想され、出荷開始は、**4月中旬** を予定しております。

これからも弊社はおお客様のご期待に添うべく今まで以上に努力して参ります。
今後も、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

**** ご不明な点がございましたら、シードグループ・サポートセンターまでお問い合わせください。**